

●もくじ●

① HeartKids保育園栄町のご案内	P. 2
② 1日の過ごし方	P. 3
③ 年間行事予定	P. 3
④ ならし保育	P. 4
⑤ 申込みから入園まで	P. 4
⑥ 提携企業様募集のご案内	P. 5
⑦ 企業主導型保育園利用契約書(雛型)	P. 6~7

①HeartKids保育園栄町のご案内

●施設概要

施設名	HeartKids保育園栄町（ハートキッズホイクエンサカエマチ）					
所在地	〒007-0849 北海道札幌市東区北49条東16丁目3-1					
連絡先	TEL：011-769-0332					
施設長	崔成基					
開所時間	7:00～20:00（20:00～7:00までの夜間延長預かり有り）					
対象児	0歳児（生後6か月）～5歳児		定員数		39名	
クラス編成	年齢	クラス名	定員数	年齢	クラス名	定員数
	0歳児	すずらん組	3名	3歳児	ライラック組	10名
	1歳児	つつじ組	3名	4歳児	ゆり組	10名
	2歳児	チューリップ組	3名	5歳児	ラベンダー組	10名
施設概要	全体（1階入口、厨房、病児保育室、2階保育室）					
保育士配置規定	0歳児		児童3名につき		保育士1名以上配置	
	1・2歳児		児童6名につき		保育士1名以上配置	
	3歳児		児童20名につき		保育士1名以上配置	
	4・5歳児		児童30名につき		保育士1名以上配置	
運配置基準	0・1歳児		乳児室・ほふく室		3.3㎡/人	
	2・3・4・5歳児		保育室・遊戯室		1.98㎡/人	

設置主体	医療法人札幌ハートセンター
所在地	〒007-0849 北海道札幌市東区北49条東16丁目8-1
代表者	理事長 藤田 勉

保育料金	0歳児	37,100円/月	※制度に準じて決定するため、 年度により変更となる場合があります
	1～2歳児	37,000円/月	
	3～5歳児	6,600円/月（給食費）	
延保育料金	20:00～6:59 利用	2,000円/日	
病児保育	現在、お預かり体制を整えております。 詳細が決まり次第追ってお知らせいたします。		
一次預かり保育	現在、お預かり体制を整えております。 詳細が決まり次第追ってお知らせいたします。		
入園時教材費	0～5歳児	315円（共済掛金）	

その他 の 願 い	<ul style="list-style-type: none"> ●退園される場合には当月15日までに申し出ください ●土、日、祝日の利用申請は前月の15日までにお願いいたします ●また、平日振替休日がある場合には併せてお教えください ●当日の欠席・遅刻の場合には午前9:00までにご連絡をお願いいたします
--------------------	---

②一日の過ごし方



0～3歳児クラス		4・5歳児クラス	
7:00～	順次登園	7:00～	順次登園
9:15～	午前おやつ	9:15～	午前おやつ
10:00～	屋外・室内遊び	10:00～	屋外・室内遊び
11:00～	給食	11:00～	給食
12:30～	お昼寝	12:30～	お昼寝もしくは室内遊び
15:00～	午後おやつ	15:00～	午後おやつ
15:30～	屋外・室内遊び	15:30～	屋外・室内遊び
16:00～	順次降園	16:00～	順次降園
18:00～	夕補食	18:00～	夕補食



※時間は予定となりますので開園後に児童の様子を見ながら調整いたします。

※幼児クラスのお昼寝の有無につきましては児童の生活リズムを見ながら調整いたします。

※その他、夜間延長保育を利用の方は夕食、夜の就寝、朝食があります。

③年間行事予定表（令和4年度）

4月	食育/お誕生日会	
5月	食育/お誕生日会	
6月	内科検診/食育/お誕生日会	
7月	プール開き/食育/お誕生日会/ピクニックごっこ	
8月	食育/お誕生日会	
9月	歯科検診/食育/お誕生日会	
10月	ハロウィン/食育/お誕生日会	
11月	内科検診/食育/お誕生日会	
12月	クリスマス会/食育/お誕生日会	
1月	食育/お誕生日会	
2月	節分/食育/お誕生日会	
3月	ひな祭り/卒園・進級の会/食育/お誕生日会	

※保育士による身体測定・避難訓練は毎月実施、その他カリキュラム等は現在、計画中でございます。

④ならし保育

子どもたちが安心して安全に保育園生活をスタートできるよう、ならし保育を設けております。
お忙しい中とは思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●ならし保育日程●

1～5日目	ならし保育	9:00～11:00（給食なし）
6～8日目	ならし保育	9:00～12:00（給食あり）
9日目 10日目	ならし保育	9:00～15:30（給食、午睡あり、午後おやつあり）
11日目	通常保育	

- * 上記日程は目安となります。
お子さまの様子に合わせて日程が延びるなど、変更することがありますので
あらかじめご了承くださいませ。
- * なお、お時間に余裕のあるご家庭は、ならし保育の日程を長くすることをお勧めしておりますので、ご相談ください。



⑤申込みから入園まで

<日程例>

1	入園申込書類等を配布します （園見学は随時開催予定）	7月25日
2	入園希望の場合には申込書を提出 （入園希望月の前月15日締切） ※先着順ではなく随時選考となります	8月15日 締切
3	入園選考・結果通知をします ＜入園＞→お電話でご連絡 ＜保留＞→保留通知を郵送 （締切後の15～25日の間に選考）	8月15日 ～25日の間
4	入園前の面談をします （入園月の前月20～30日頃）	8月20日 ～30日間
5	☆入園・ならし保育開始☆	9月1日



⑥提携企業様募集のご案内

『HeartKids保育園栄町』では提携していただける企業様を募集しています

●HeartKids保育園栄町とは

医療法人札幌ハートセンターが設置する企業主導型保育所です。

●医療法人札幌ハートセンターとは

会 社 名	医療法人札幌ハートセンター		
代 表 者	理事長 藤田 勉	設 立	1991年11月11日
本 社 所 在 地	〒007-0849 北海道札幌市東区北49条東16丁目8-1		
問 合 せ 先	TEL : 011-769-0332		

※お問合せは上記、問合せ専用番号までおかけくださいませ。

●企業主導型保育所とは

仕事と子育ての両立を資することを目的とし内閣府が平成28年度より新たに始めた保育事業です。認可外保育施設ではありますが、認可の保育事業に準じた基準のもと運営を行います。

●お預かり対象児

医療法人札幌ハートセンター従業員のお子さま	→ 企 業 枠	弊社従業員のお子さま、提携企業(複数社)様のお子さま、地域のお子さまで形成された『保育所』です。
提 携 企 業 様 の お 子 さ ま	→ 企 業 枠	
上 記 企 業 枠 以 外 の 地 域 の お 子 さ ま	→ 地 域 枠	

●企業提携をお願いする理由

企業主導型保育事業の規律の中に、企業枠のお子さま数が地域枠のお子さま数よりも上回らなければならないというルールがあるため、企業枠でのご入園をお願いしております。

●提携することによる企業様のメリット

- ①企業枠として優先的に入園可能になります。
- ②従業員のお子さまが待機児童になるリスクを減らし、産休・育休からのスムーズな復職支援ができ、人材の流出を防ぐことができます。
- ③女性活躍支援・子育て支援に積極的であることが可視化され、福利厚生制度への満足度の向上、貴社のイメージアップにつながります。

●提携することによる従業員様のメリット

- ①保育園入園にあたり選考時に地域枠の方より入園順位が優先となります。
- ②公立保育園のような複雑な入園手続きが不要になり、また認可保育園と同等の設備と人員で行われる保育のサービスを受けることができます。
- ③認可保育園に申込み際、認可外保育園にお預けしていることにより加点がされ希望する認可保育園に入りやすくなります。

●企業提携するための条件について

『子ども・子育て拠出金』を負担している事業者様であること。
→社会保険料と一緒に年金事務所(日本年金機構)が徴収している税金です。

●提携費用

契約費用・企業様が負担する保育料などは一切ございません。契約解約時の違約金等もございません。
※保護者さまが負担する保育料金につきましては保護者さまより直接納めていただきます

●申込みから契約・入園までの手順

- ①入園申込み(提携可能な場合は入園申込書の裏面に記入・押印いただきます)→選考→入園確定→入園
(入園時に契約書を保護者さまに2部お渡ししますので押印後1部を弊社までご提出いただきます)
- ※1提携企業様に対するお預かり数の制限はございません

⑦企業主導型保育園利用契約書（雛型）

企業枠で入園後、締結していただく契約書の雛型になります。

●●●●会社（以下「甲」という）と、医療法人札幌ハートセンター（以下「乙」という）とは、乙が設置したHeartKids保育園栄町を利用するにあたり、企業主導型保育園利用契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲の従業員（以下「保護者」という）の仕事と子育ての両立を支援し、甲および乙の事業の発展に資することを目的とする。

第2条（保育の場所）

乙は保育を提供する場所は、乙が「住所 北海道札幌市東区北49条東16丁目3-1」に設置する企業主導型保育事業による「HeartKids保育園栄町」以下「保育園」という）とする。

第3条（保育園の運営）

乙は児童福祉法および企業主導型保育事業補助金実施要綱をはじめとする各種法令および基準等を遵守するとともに、企業主動画や保育事業の実施主体並びに国、都道府県および市町村の指示に従い運営を行うものとする。

第4条（保育園の利用）

乙は保護者から乙の定める書類の提示を受け、別途保護者と乙との間で締結する「利用契約書」に沿って保育の提供を行うものとする。

第5条（利用料金）

保護者が乙に支払う利用料金は別途、乙が定める金額とし、乙に対する甲の金銭的補填は発生しないものとする。

第6条（契約期間）

本契約の有効期間は令和●●年●月●日から令和●●年●月●日までの1年間とする。契約満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がない場合は、さらに本契約と同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（預かり枠の確保）

甲従業員の児童の預かり枠として1名確保する。但し、入園については申込順とし、預かり児童数が定員に達した場合は入所待ちになるものとする。

第8条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、相手方の同意なく無断で第三者に提供または漏洩してはならず、本契約以外の目的に利用してはならない。

第9条（損害賠償）

甲および乙は、本契約に関し自らの責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、相当因果関係の範囲内の損害について倍償する責任を負うものとする。

第10条（契約の解除）

甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らかの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (2) 自ら振出しまたは引き受けた手形・小切手について不渡処分を受けたとき、仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始の申立または特別生産開始の申立があったとき
 - (3) 租税公課の滞納処分を受けた時
 - (4) 監督官庁より事業停止または事業免許もしくは事業登録の取消処分を受けたとき
 - (5) その他全各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
2. 甲または乙は相手方に本契約上の義務の不履行があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲および乙（それぞれ法人の場合は、その役員、執行役員、重大な使用人および主要株主を含む。以下同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、甲および乙は、本契約にかかる業務の追行にあたって、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力への業務委託（再委託以降を含む）を行わないことを確約する。

2. 甲および乙は、相手方が前項のいずれかに違反した場合には、相手方に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとし、解除を行なった当事者が被った損害につき、相手方に対し損害賠償金を請求することを妨げない、

3. 前項による解除により相手方に損害が生じた場合でも、解除を行なった当事者は一切これを倍賞する責任を負わないものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項が生じたとき、または書く契約事項の解釈に疑義が生じたときは甲乙誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

第13条（裁判管轄）

本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上本契約の成立を立証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

令和●●年●月●日

甲 ●●県●●市●● ●●-●●-●●
●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●●●

乙 北海道札幌市東区北49条東16丁目8-1
医療法人札幌ハートセンター
理事長 藤田 勉